

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会規約

(名 称)

第1条 本会は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、東京、神奈川、山梨、静岡、長野、岐阜、愛知、三重、奈良及び大阪の各都府県における期成同盟会その他本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設の実現を強力に推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 国会、関係政府機関、政党、その他関係機関に対する請願、陳情
- 2 建設促進に関する調査研究及び広報啓発
- 3 その他本会の目的達成に必要な事項

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長	1	名
副 会 長	9	名
理 事	若 干	名
常任理事	10	名
監 事	2	名

- 2 会長及び副会長は、加盟都府県の知事をもってあて、会長は、互選とする。
- 3 理事、常任理事及び監事は、会長が委嘱する。
- 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた順序に従ってその職務を代理する。
- 3 理事及び常任理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を推進する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 本会は、顧問をおくことができる。顧問は総会に諮ったうえ、本人の同意を得て会長が委嘱する。

(幹事)

第8条 本会は、幹事若干名をおき、会長が委嘱する。幹事は、総会及び常任理事会に付議すべき事項について、企画、立案にあたるものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び常任理事会とし、会長が必要に応じて召集する。

2 総会は、会長が議長となり、本会の重要事項を審議決定する。

3 常任理事会は、本会の運営にかかる必要な事項について協議する。

ただし、緊急を要し、かつ、総会を開く暇がないときは、本会の重要事項を審議決定することができる。

この場合においては、会長は直近の総会にその旨報告しなければならない。

(事務局)

第10条 事務局は、会長の都府県におく。

(会計)

第11条 本会の経費は、分担金等をもってあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は常任理事会に諮って会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和54年11月7日から施行する。

2 昭和54年度の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、昭和54年11月7日に始まり、昭和55年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和63年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 14 日から施行する。